佐 藤 大 介 編・著

丸吉皆川家日誌 明治二年 鉄虎堂電子拾遺 3

本書(PDFファイル)の利用にあたって

1, 本書の著作権者は佐藤大介です。

2 本書に用いられている情報を利用する場合、書誌情報および掲載URLの

表示をお願いします。

また、本書の情報を再利用する場合には、

機械的な解析処理等に用いる場

合を除き、改変を認めないものとします。

商用利用についても認めないものとします。

3

本書の印刷・出版に関する諸権利は、編者に属します。本PDFファイル の組み版のまま、およびテキストデータを抽出して別途版下を作成し、印

刷・頒布・出版することは認めません。

4 本書の内容を用いた学術、教育、文化活動などで成果物を出された場合、 1部の提供をお願いいたします。

* クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-NC-ND

https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja

鉄虎堂電子拾遺 3

丸吉皆川家日誌 明治二年

発行日 二〇二〇年三月三一日

発行者 佐藤大介研究室

〒九八〇—八五七二

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉四六八——

東北大学災害科学国際研究所 佐藤大介研究室

〇二二—七五二—二一四三

dsato@irides.tohoku.ac.jp

佐藤大介 青葉山古文書の会

制作所 蕃山房

編著者

*本書は、文科省科研費・基盤研究(B)課題番号 19H01293

(研究代表者・佐藤大介)による成果の一部である。

鉄虎堂電子拾遺

丸吉皆川家日誌 明治二年

目次

1

本書の利用にあたって

凡例

明治二年一月

明治二年二月

明治二年八月 明治二年七月 明治二年九月

明治二年十月

明治二年十二月

明治二年十一月

明治二年六月

明治二年五月 明治二年四月 明治二年三月

70 67 63 58 51 46 39 33 25 20 19 8

4

凡例

この史料集は、磐井郡藤沢町(現岩手県一関市藤沢町)の商家・丸吉皆川 家の代々の当主が記した、天明四年(一七八四)頃より明治五年(一八七二)

までの日誌のうち、六代目当主・皆川喜平治が記した、明治二年(一八六九)

一月から十二月の部分を翻刻したものに基づいている。

史料集には、現所蔵者の皆川龍一氏の了承の上で、当時の政治・社会・文 化および環境などについて調査研究する上での参考となる記事を収録し

漢字は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名など、原史料の 標記通りとした部分もある。

助詞として用いられている「与(と)」、「者(は)」、「江(え・へ)」、「而(て)」、「ニ 而(にて)」「而巳(のみ)」および「并(ならび)」は、原史料の表記のま

ま、活字を小さくした。

- 、「ハ、(はば)」、「ツ、(ずつ)」、については原表記通りとした。
- 一、「〆」については、銭の単位や重さを示す場合には「貫」に改めた。
- 一、「ゟ(より)」、「ヿ(こと)」などの合字については原則として現行の仮名 に改めた。
- 、本文には編著者が適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- 原史料中の欠字は一文字あけ、平出・台頭は原則として原史料の表記に従っ
- 史料の文中、文意の内容や人名・地名の比定などに関わる部分には、 その右側に()内で傍注を記した。
- 一、文意の通じない部分などには、その右側に(ママ)を付した。また難読や 疑問が残る文字・表現については右側に「(ヵ)」とした。
- 原史料の破損により判読出来ない文字は、字数に応じて□□で示し、字数 の不明な部分については []で示した。
- 原本で文章の抹消がある場合、抹消部分が読み取れる場合は、 しているが、判別が困難な部分は原表記に従った場合もある。 抹消線の下に文字を示した。また、追記については原則として本文に挿入 原則として

史料中、現在の人権意識から見て不適当な語句が使用されている場合があ るが、事実に基づく客観的な研究を進める史料として、そのまま掲載した。

利用者にはその趣旨を理解されたい。

一、今回の「丸吉皆川家日誌」の翻刻は、青葉山古文書の会により行った。 全体の構成・編集は、佐藤大介による。 佐藤大介 鵜飼幸子 熊谷新一 志田清一 後藤三夫 (順不同)

7

六日日和、

風在、

何分二月気候、

珍敷正月なり、

古とハ大違

慶応吅巳正月元日静成日也去秋改 [

明治弐年と成

門松無之、年礼廻り不申、 只内々の餞り、 備糯者常之通用給候事也、

三日風寒、 円雪無之と申程二、ちらく〜雪のミ、何分暖気、二月末之如くなり、二日、 日和、 四日・五日上日和ニ而暖気、 南風二而、 暮方雨ニなり、

未立払ニ不成御滞留御越年ニ成而困ると申候

此節ハ、御城下も大政官之御役々一字登り払ニ不相成候得共、

何とも無之、

官軍残り大凡千人計りも、そちらこちら二居候、

屋払之店々、別而迷惑致候、何之世ニケ様節可在や、 御城下・在々共ニ金銀不足、至而不通用、銭多ニ候得共下直成、 中悪く、 尚又奥方者押詰より一揆所々に起り、 騒動故ニ、 御城下・ 金銀不通也 在 銭二而御城 中共二、 世 間

此 夜より寒し、十日 間六日、 七日、 八日日 明方より雪と成、今日風雪あらし、夜より若返り、 和、 大に暖気、二月末ノ如くに候所、 九日より風 寒気に成っ な替り、

十日相応之雪

北方一 下着被 時御吟味 遊、 揆騒動ニ付、 中 与成、 御見分に相 御上様ニ而も公辺江者御都合不宜事ニ相聞 三日御代官様、 说成由、 何様御一 小人目附三拾人程奥方へ 四 日三日 御郡奉行樣御目附樣等八十人程御 、被相 候 廻 候 由

大政官人御滞留、 屋形様之御為不宜申候 諸事を指行被成候由

H 今日者手前より序も在之、幸と礼者直々罷越候、 十日御用役付中寄合も在之、序ニ而礼受ニ相成候由、 之御役々様御内意にも候哉、罷越候分ハ礼請致可然由、大肝入殿に而も例之通 年始礼之事、外ヲ見合候所、 こも不休、 通 御 川大取 込也、 そろく、出懸候、 当町 村 三而 肝入検断 千厩容子承候所、 乍併永澤大肝入方ハ、 昨日ハ永澤より参候 役 三相 !成者. **!**無之、 此度御下リ 此 元 節

此、

無類之世中也

向

四之皆川基吉殿へ是も不申受

被仰付由也外

ハ嫌.

わ

れ

又ハイヤ、

病気相達引込候故

如

9

千厩之役付中、 病気相達、 引込候、 仍而新ニ本町今野屋儀助 殿 71 肝入、 小路

之弥左衛門殿ハ両人、検断鶴屋秀三郎殿両町共ニ扱候由也、

当分当所ハ組頭藤兵衛殿ニ而、中持預り、

地肝入ハ、御役々様押而及川氏を御頼ニ成由也、

十日之雪、 存之外厚く、 寒気在之、 十一日晴ニハ 相成候得共、

奥方御地頭様方者騒動ニ付、 ゥ 御在所へ 御下向被仰付、 当地 ハ若旦 三那様先

達御下着御滞留御在館也、

此節村々肝入役等好む者無之、 先以当村も可申付人無之、 大肝入殿も困る由

也

此間者夜々小雪、 寒気若返り、 晴曇り、 十四日同様、 正月模様ニハ 相成、 諸

事ニ宜、

書付来ル 写

太文言]]「	今般郷村高帳御渡ニ相成、	御名	今般郷村高御渡左二
「有之矣事、	当御判[]		

太政官□□

御名

別紙高帳之通、

岐集人正へ取締 其藩旧領、 今般土屋相模守、 戸田土佐守、 大河内右京亮、 土

被仰付候間、 早々地所引渡可申御沙汰之事、

御名

十二月

陸前

二千三百五貫四百四十壱文 登米郡

三千七百七十三貫四百十六文 遠田郡

三千五百八十貫三百四十二文 志田郡

明治2年1月

合九千六百五十九貫九十九文

常州土浦九万五千石

右者、 此度土屋相模守へ取締役ニ被仰付候間、 郷村高帳諸書物引渡可申候事、

十二月

陸前

高九千八百五十六貫百四十八文 栗原郡

右者、此度戸田土佐守へ同断、 宇津宮 七万七千八百五十石

陸前

千九百三十五貫五百七十五文 桃生郡

七百六十二貫七百八十三文 牡鹿郡

千三百九十四貫九百五十弐文 本吉郡

合四千六百八十六貫百十文

右者、此度大河内右京亮江同断上州高崎八万二千石

陸前

千五百三十八貫三百弐文

気仙

三千弐百四十貫百六十六文 陸中江刺

合高四千七百七十八貫四百六十八文

右ハ、 此度真田信濃守へ同断、信州松代十万石

陸中

壱万九百三貫七百七十五文 岩井郡

伊澤

六千九百八貫三十壱文

合壱万七千壱貫八百六文

右者、此度土岐集人正へ同断、 上州沼田三万五千石

二千百九十八貫三百五十九文

刈田郡

伊具郡

三千弐百貫三百廿四文

13

千七百七十五貫百八十九文 亘

理

一千三百九十三貫弐百十六文 柴田

五百九十八貫九百十九文 宇田

合高一万百六十六貫七文

右者、 此度南部彦太郎江、 為領分下賜候間、 郷村諸書物引渡可申事、今廿六

より御渡相成候事

日日比谷御門牧野金麻呂上屋敷、

家作共此屋敷下賜之由、

御書付大原少将殿

残高廿八万石次江出

十二月廿六日

右ハ実事に候ハ、、是に而御国方御仕分極り候や、痛入候次第、下々迄残多也、

右正月十四日ニ来る写

々下落候、

統通用

代壱貫文之札、手本物到来、先々之金札より幅等大也、存之外りつは也、追々で

太政官より被相出候札

14

伊達家御跡式

屋形様□実子 亀三郎様江

高六千廿五貫百拾文

3文 宮城

郡

同五千四百廿八貫三百三十八文

名取

郡

同三千七百廿四貫二百九十九文 黒川郡

同弐千百五十四貫百五十九文 玉造郡

同二千九百三十七貫九百壱文

賀美

郡

合高二万二百六拾九貫八百七文

茂被仰渡、 右之御割付書追々来ル、 御註進二而、 御家中一統御暇被下候被仰渡之由 誠ニ無是悲次第、 歎ヶ敷御事ニ候、 皆離散ち 仍而当 御 ŋ 家中江

と成、俄ニ立退之所ニ迷惑、難義之事共也、

諸御家中、抜走浪人多シ、思ひ~~散乱する由、

候 御 所 郡方江も御首尾合在、 是又同様被召上候事 組抜中并ニ百姓前へ 也、 御 地 頭 様 方御 被下置居 拝領 地 共 候 御 々 、 知 御 行、 郡 昨十 方 ^ 調 九 書被 H 書 相 上

出候様との事と承候、

当村、手前ヲ始、本家宮三郎組抜ニ而大高也、

過候、

御知行高壱貫五百廿文 弐貫五百文内持高在

も皆困っ 身二成、 御給 何レ 右被召上候而 請取渡ニ可相成候、 b 人様方、 一第二 同 数年床中に隠居、 様 相 ハ、 御同様可成、 成、 去年之頃頂キ候御知行抔者、 何も無之、 甚難義二及候、 本家宮三郎追々困窮ニ至、 無類之乱世ニ逢而、 御領内一統上下大騒動也、 壱軒屋敷のミ、 此我身も七十四才二成、 狐二 立続兼候由也、 心痛 軍ニ而ハ金を遣、 引れ のミ、 候様也、 近頃之内御拝領之御 長生誠ニ無用 六十三·四 手前を始、 所 々 御知行計ニ而、 御 地 なり、 より 頭 親 方々、 様方、 弥 類 生業 病 共

由 御隠居被仰付、 一ノ関様ハ、三千石被召上、 聞 で候、 御舎弟様也、 御家督様ハ矢張角田 弐万七千石と承る、 ノ石川様御三 男ヲ御貰ひ被遊、 御本家様より大二宜、 御相続之 矢張

南部様十三万石と言書付別ニ来ル、其外

但、 盛岡 御 両 人様在而、 御領地. 無之、 殿様在、 仙台領被下 -候者、 此 御 方か、

米沢上杉様七万

分り也、 米沢上杉様七万石と成、 追々承る、 半地ニ不足、 庄内様ハ拾壱万石と在之、 此御 副合不

御国替に成由 也、 南部様ハ廿万石ハ被召上、 彦太郎様御家督ニ立、十三万

石被下候由

明治弐年巳正月十八日、去当無之大雪也、凡一尺位か、昼中二而半分程残候、 寒も若返り寒し、 十九日晴、 風、 併上日和、 昼より静也、廿日も日和二成、

存之外雪不消、随分結構也、

米 薄衣納米壱俵銭ニ而廿五貫文

廿四二而直し金拾切壱貫文也、

大ツ九貫文ニ上ル 小麦ハ拾壱貫文と申候

セうゆ造り苦む

米穀共二上ル 肴類不足高直

其外高下多シ、

追々如何、

方ニ而手不廻り大ニ焼痛む、 過ル十八日朝、 新沼村小長根屋敷喜太夫、 廿二日夜、 村ノ京ノ森屋敷、去年焼残ノ乗込馬屋 此節ハ忰代ニ成、 出火燒失致、 不明

焼失、 Ŧi. 一ツ時 半頃、 此夜 雨 中也、 明方より雪に成、 追 レ 々 此 頃 食 々

肴類 益 々不足、 高直之物 *ا*ر 異国船共数艘来る、往来スル大船成ルニ仍日本船も多シ、皆脱走落人之様也、海陸共ニ多シ 流 通

魚取られ候故、 る 跡 大堀ニ成而、 漁船遠く出ス者無之、 小 船 ハ通り 難シ、 何分浪あらく、と成、 浜近所之肴計り漁ス、 勿論肴を取者、 仍而不足、 高 直 漁

浜陸共二迷惑致候事

廿三 H 飯後より 晴二成、 此 節 市 町 円 ...不盛、 在 々 村 !々も金! 銀無之、 又店 マニ

/\ 銭 相 庭追 Þ 下 直 定 ハ 弐貫四 百文ニ而 Ŕ 弐貫五百六百文迄、 仍 前 小 間 物

抔 */*\ 売可 单 様無之、 金直 し、 御 城 デ 払ニ困 ŋ 大ニ 割合、 損 五. 割 已上と成

仍而仕入休、都而商ひ休、

紙 類大高 直 料 紙壱丸金七切位、 ちり 紙是又高直二而、 鼻 紙 向痛 々敷、 不用

ひ候

追々雪、夜々朝々時々ふり、薄雪なり、寒さ春寒強し

当時 之御 とする所を、 備 世 上之咄 金 进 五拾 徳 色 川 万 々 家并仙节 両 在、 程 有 此 藩之脱走勢等数人打 之所、 節 松前江 官軍 脱 方蔵 走 士 より 海陸 而 懸 より 宇 ŋ 出 入込、 候 尚又フランス異国 荷 送 同 ŋ 所 駄送致: 徳 Ш 将 人等 ぞん 軍 家

加勢ス、大二戦ひ、 官軍敗レテ脱走方へ右金取られ候由と、 脱走色々の組 在

夥敷人数在由也、

乍併春寒ニ而、 廿八日雪あれ、 地中より陽気登り而、 廿九日さら〈一小雪、 日中ハ緩ミ、 風寒、 晦日同様、 寒気甚敷寒中同様、雪あらし

二月朔日朝寒気日和併去年より少寒気まし候か大也、

かれい壱疋百八拾文位、 赤魚弐百五十文、

大ツ九貫五百文ニ成 一鱈不足高直、

五日より日かんに成 四日初午雪、 嵐、 寒、 六日社日、 昼より晴

(この間、 落丁あり) ………………

脇道西之方へ被相送六人程被召登、 と申 黄海者取押可申様無之、 不知内に遠く西

海道為御登二成、 御小人御足軽拾人、 御人足三拾人二而厳重也、 外村々 事 ヲ

起し候者共、 追々抜々御召捕ニ成、 肝入泰助殿共々被入候黄海ハ三人御牢入、 余ハ御戻被下候、

三月朔日、 二月中不天気、 風・嵐多、 今日も雨、 みそれ、 二日も同様、 三日

晴

流風、

此間殊に寒く、

小雪さらく

度々也、

右に準し肴類高直、何肴赤魚弐百五拾文位、 何も不食候、位、高シ、一 午房大ニ高し、 把百八拾文より弐百文

新御制札、当町今三日二御懸方二成、東京

太政官ノ御書認と相見得候、

去年慶応四辰三月御書方と相見へ候、

諸

国

統江被相渡候物之由、

札数五枚、

松前二而、 脱走 組取集候金高、 大凡弐百八拾万両程集置 候 由、 夥敷 事也、 追 々

事ヲ起さん心懸可成也風唱ス、

御 大身御大家者、 :城下御手前様御家中、三貫メ以下田 朝庭京方之武士二被仰付候由、 |畑ヲ為作、 此 百姓之行二致樣被仰渡候 節御 城 下 町裏辺御宮町近辺 由

荒地買求め、 小身之士ひ達并はしくへの町人共二土地ヲ求而、 専ら耕作之心

懸ニ成、 屋形様御下向何時と言事不知候 由

国分町江商女御免ニ成、売 宿屋中大盛繁昌、 夫故塩釜女共引上られ、 同所ハ 至

而不盛と成、 衰微之姿二成

江戸者此節御 城下ハ、 武道剣術等一円ニ不学、法 稽古スル人無之、 専ら御士ひ

方も、 仙台金三・四百文位之含ニ成、 家内中賃仕事、 銭取方専らなり、 外国ニ而も新金出ス由也、 御知行株敷無之、 米相庭も引上候 如余人の、 新

当町も米追々引上 ル

金入込ニ而、

諸品弥引上、

とふふ・こんにやく三拾弐文ツ 玄米五升より五合位 糯米 应 一升ニ成、 同 直

`

大ツ拾貫文 糸綿五十五目 城下六十目也

塩不足、御払無之候、

X

此頃 ハ引続日替り之御天気、 雨晴而風に成、寒暖不同多く寒し、未夕雪の気不去、

昨年同様、

一塩、内証物五貫五百文、金弐歩七百文

たし、 三月十七日昨日より日和、 H ハ 館山度々野火ニ而騒しく候、 仍而皆見合、 十八日夜大に寒く、 静也、 廿一日 尤暖和、 日和、 水も氷り候、 種の蒔方専ら也、 風 在、 十九日 日和、 然ニ当 風、 種 b 此 間 か 廿

得共、 候由、 四·五日前、 右官軍半高程仙府へ揚候由 着岸不致、引戻り、 先に注進在之に付、大ゐに騒キ候由之所、小泉沖へ官軍船拾艘程参候 気仙沼へ脱走組五・六百人程来り、 帰り候由ニ而、 軍も騒キモ止、外当分別条無之候 同所ヲ本陣ニ而官軍と合戦致

当節 戸ヲさし、 至而容子不宜、 新弐歩金并一歩金共二、其外大政官二而被相出候代壱貫札、 取引休ニ相成候、 皆六分位之代位付二而、 御他領福島辺も同様、 人々きらい 中候、 店々商売休と申 依之仙 弐貫文札等 表 ハ店 最 々表

此

辺も右様可相成候、

世上一統之痛ニ可成シ、

手前抔者、 難渋ニ至 百七八拾両之金高 入 仲 間、 糸隠し売被 去々年より此三ヶ年生糸方損金ニ成、 也、 致、 平治事正月末より仙江登居、 右難渋ニ被及、 去冬より 殊に去年秋、 欠合、 下り不申 此節. 御城 候、 未 不 デ 弥 7々手 分 鎌田 前 弐 屋

三月廿五日、此間二日程暖気、昨今ハ至而寒し、

ニ而、 立身と申、 勿論、 心得可有之候、 当所組抜中へ、 其上 軍ニ付 御知行等被相欠候仁も在、 如夢 而 此段申 ハ 也 御代官様より御首尾合、 格 近年 別之金ヲ遣ひ、 -遣候、 進而士ひニ献金而願 以上、 其上斯之仕合、 と言被仰渡也、 金子ハ献上致、 御手前共此度百姓二被成下候 出 士三成、 後世 是又痛入候次第、 御 則軍ニュ 組 書付頂キ候計 抜 抔者誠ニ 被召遣、 無 元 間、 三而、 打 用 来 其 死 之 *)* \

未御知行不被渡下、 人も在之、 痛入たる事共在之候、 其内ニ御上ニ而国ヲ被召 Ę 天領と成而、 御知 行 |不被下

御祭、 序二竹駒宮御神楽抔在 方より存之外余分来り、三拾太已上之荷売払ニ成由、 三月廿五日日和、 近年無之大盛り之由、茶屋ものさつはりと売払、 此間天気不同、廿六日・七日迄雨、 河 是又大盛り、 廿八日上天気、 夥敷諸商ひ在之候、 菓子抔も同シ、 保呂羽 肴類 同

H

浜

山

等被下 仕 皆御暇被下、 御 御 百 郡上下、伊沢三郡と申候、 向役人様方御引合、 国御 姓 由 之御 也、 由 領 也、 取扱也と被仰渡 皆々ちりくくと成、 地弥 若所存在之者ハ御城下へ登、 郡 々御 村江 渡二相成由、 相渡二付、 当村抔ハ明廿九日御渡之由、 由 也、 当御地頭様方ニ而も御所者同し筋、 痛敷事也、 海道近辺ハ 仍而諸方田 松平大和様江御渡と申候、 百姓二可成と在之倍臣 通用 御主人様助上候様御セ話御奉公可 畑 ヲ好而求る之手配、 難成也、 御首尾合在、 惣御家中へハ、 昨 日千厩二而、 南 右御方岩井 方 統 品品 *)*\ 荒 替 地 n

御

国札被相止不通二成二仍而、

此間大に騒ク、

請取

人無之候、

御城下太物問

屋方相廻り、五割引キニ而、此度計り請取、跡ハ止

晦 H 1迄ニ者、 所御 請取 之御役人、 御双方御廻 村 可 柏 『成と存』 候所、 如 何に哉、

御

延引に成

様 上 屋形様より公義へ被相達候ニハ、 無御 候 由之事、 座 候 間迚、 相咄 候聢与不分、 御家中共々之事ニ、 此間之儀色々様々噂在、 御知行高廿八万石ニ而 宇領分差上候様 八、 可仕奉存候也と被仰 此 御返事未無之由 家中ヲ撫 勚 可仕

候 几 四 而 月 H 朔 同 諸品江当る、 円 円 大風 昨 日より Ŧ. H 百五日者来ル八日なり、 朝大霜下り 南 雨 風二而 暖気、 而甚寒し、 朝 より 若もい桑等者大ゐニ当り 今六日少シ暖和也、 亦 萠 ふり、 二日 ・三日大に寒 焼 此 霜 風 厚

当御 被 有 郡 不参候間、 仰渡、 之分、 村御請取 家中 前其儘住居ス、天領ニ相成候而 書 両 家中屋敷ハ不入候、 渡ニ 出 百 可 村 相成候-申 方 Ė 候 統 以由ニ而、 由 書上、 此 俄二間敷候、 度不申 百姓 仍而何方之御家中も不引取、 一前銘々持高調書上、 上候 ハ ハ 、 而者、 併末々御向役之御 御支配御役人之而已、 銘々之損ニ可 是 八荒 方 御 柏 々 成 地川 構無之住居 御家中二人々 御 廻村 為 欠 御 地 無之、 恵之 損 可

致との事也と申候、 百姓に成度者ハ、 直二百姓と可相成との義ニ而、 又軽 著も、

御 手前ニ 御 扶持人に成度者、 登仙可致之義二而、 夫々 願 出候仁在之候

取引大二騒候由之所、 御 城下銭相庭上り、弐貫文位之含、未表立不申候、先日中札不通用之容子ニ付、 御小人目附被相廻、 四・五人も縄ニ成ニ仍而止、今ニ札

取引致候由、

右 国 札之事、 大政官江御欠合ニ 相成、 是迄之通通用 三成、 但上 納 金 大政

而通用

官

方

デン 正

金銀銀

こ而被相納

候訳に成、

仍而御

城下

ハ、

金銀

礼銭

(共二同

シ

割

合

併 屋形 様ニハ、 江戸御上府、 其外若殿様御一 統 亀岡御殿江御引込被遊有

如無と被為成候間、

下

々自然薄く相成候、

札も追々其

通

可

薄相

成

諸 宜 屋 右に付、 Ŕ 通 方と成、 用ニ 成 御郡々々受取渡之御用意也、 宇被 当分無御役 商 相 片 ひ荷 物自 無御 金 由ニ駄送、 構 当 ど成、 |時官 軍多く来る、 仍而 御 御境目 御郡々々之商人ハ、 城下も、 御城下 御改所も、 者、 此節: 宿屋滞留、 御 糸方も、三品 番所無之、 天領と成、 玉 |分町 より 明 追 問 通 々

一日町、

北カジ

町迄、

旅籠屋ニ成、

大ゐニ盛り申候、

26

米白ニ而六升壱歩 此辺ハ玄米ニ而六升より五五

道中筋六升五合位ニ上る

此辺ニ而も油高直、 五盃壱歩位、 粕油仕出し六盃壱歩位、 併きへ安く不宜候、

上壱盃五百文、

此辺月代髪六拾文、湯セん廿文、

御城下ハ八拾文、廿四文、 去年中より 如此、

茶者、

近年手製流行ニ而、

店不売、

此節町方ニ而下り茶仕入無之、

茶売方休

候、

下り物高直ニ而不宜、 地ノ方宜相出シ候

此間風 日和続而、 麦干入候由、 然二七日雷鳴在、 雨少々、 潤ひ不足、 直様晴

ニ成、

計 候、 と申候、 八日上日 ŋ 柔和之日和二而、 跡 + 和、 *)* \ 無之候、 _ 日より大二暖気進、十二日尚宜日和 藤勢寺薬師様祭宜、 雨不足、 少 風在而霜無之候、 風多く、 諸人雨を願居候、 仍麦之類者照込、 四月之中に成、 今日百五日也、 干入、 過ル 去年より不宜 五. H 大霜、 霜 の不下 夫

一米者何方も上る、当所五升ニ成、

小ツ小壱升四百文と申候、

魚類不漁ニ而弥々高く、此辺ハ肴なし、

銭、近頃不足ニ成、御城下ハ弐貫見詰と申候、喰物・着物、何品共ニ高直ニ而、誠ニ難立続候、

御 :上之事も色々之噂在、 併不定か成、 御支配之御請取 御 渡候 方御 延 引 也

家中、 之候得共、 小禄と成公家様同様此度御郡受取被相下候御役 御郡方御代官役者、知県事と言、 已 様ニハ東京 又 東 H 被為入、 本国中 々 然 国方者東京と申 御 之 用被 大身之方々、 御 御 当分御在 仕 改正、 仰 被 小禄と成公家様同様ニ成候由、 法、 仰 当屋 戸元 也江 諸 今般 付 是ハ皆京都之朝臣と成而、 国 玉 由 形 也、 詰、 .諸御大名様方御領! 様ニハ、 御 当 政 世 諸 御 事 御 0 玉 中 方 御 用京都より 六万石ニ而 在所者、 大国大身之御方も、 御 変此 銘 ハ、 事也 玉 京都詰 被仰 亀 群 仙台様二不限、 朝 ケ 玉 廷江 • 付、 尚 々自国ヲ守り を被 県 御 被召上、 殿 事 御仕 仰 = 皆小身と成、 لح 付、 法替二 言 御 御 西 御 女 若殿 が納候様は 令也 国方者京都 中 成 統御家 様 様 方 古 と申 并 官位者在 被仰 同 亀 頼 ~々之 御 朝 候、 付 郎 殿 公

此度京より久 **我大納言様御下** 脱走為御征伐 向 仙 表之御城江御入被遊候 由 然ニ涌谷之伊

達安芸様、 脱走 共征伐被仰付、 御 家中より 五拾· 人壱組ニ而、 組被 相 出 候 由

其船二而 茁 帆致候由 三相 喵

然二又涌谷御家中半分程脱走致候

再

大納言様船ニ而御下向被遊

候船

ラ盗

取

出羽今般国分名改、奥州 奥州 ハ 、五ツニ 分ル、

古金段 之悉二者候得共、 五ケ 国と成、 々 出 ル 分、 出 羽 四百文之含ヲ以、 御吟味之上、 ハニケ国と成、 直段付被相 内々 名改 此 割 通 出 用、 (候 事、 新 弐歩金不通 此 節 71 仙 用、 札 Ŕ 此 六百文

諸物不下高直

ノ関様も上京被仰付由也、 御家中御供五拾人と申

郡 玉 一御請 = 唢 取 高拾六万四拾 渡、 御郡 会所御 八 石 陣 余、 屋者、 是陸 前 沢江 中 内 被 也、 相 立 級 候 心と成而的 由、 岩井 四 月 郡 上下、 + 兀 H 御 伊 沢 請 郡 取 方 両

御役. 人 知県事と被仰 候御 方、 未タ 御着無之候、 御 延 引 也

右 仍 流 諸 御 役金代と申事 無之、 商 人諸 品仕入方も、 何 方ニ而も勝 手次第

と成

一品配

年 此 敷暮方可相成候哉と、人々悦ひ咄合候也、 共 節 ハ こ近頃指痛候に付、 半高御免被成下候由之事、 より御番所・御陣所と申所無之、自由ニ相成、 御救ひ被成下候御吟味ニ而 誠ニ以難在御事なり、 御年貢共二三ヶ年より五 此度京より被仰、 天領と成、 追々共二宜 百姓! 国

ケ

々

込ニ而、 諸神社江参詣 十五日も上日 田 畑 仕付水不足ニ而困り ス、 和、 過ル十三日、 同日保呂羽山二而御祈祷御神楽在、 為五穀成就之、 居候、 夏日照之容子也と、 御郡 々 々江一 十六・十七日、 統精進被仰 皆相咄侯、 当月 付、 引続 休 Ħ 照

此間脱走為征伐之、 拾人程千厩江参り、 所々二居候脱走之人々被召捕候、 依

之千厩も騒ヶ敷

候

十八日字 此節之難渋当り前ニハ 近年之損金押畳候大難渋と相成、 桑も当分不高売買致候、手前抔ハ、 庚申、 日 和、 H 照込、 可有也哉、 此節 蚕 手前計案外当惑之事二候、 家内混雑二而、 平治春中 起位也、今年之蚕ハ大ゐニ進ミ、 より難渋、 蚕も置不申 欠合長 取引行ひ振不宜故、 候、 々滞留、 甚気之毒致候 疋 未 取 三不 候 由

如此 七十四迄、 床中ニ居候、 誠乱世之長命、 老イ甚 困候、 用ニも不立、 如斯二相成候時節二出合候 無用、 不好事 也 とハ思ひも不寄、

当二月中被召登侯黄海村之強訴之者共五人、并摺沢村之金札拵十吉とか申者、 共々御牢内ニ而疫病ニ而死シ候由、 御首尾合相下り候之事、 病死ニ而ハ 却而宜

と申候、

キのいね雨

数日照込二而、 廿二日少シノ雨ふり、廿三日雷神天之精進、 干透だる田ハ一円水不溜、 しろ田ニ不相成、 廿三日夜大雨ニ而、 去年も田植前 田畑潤 ス、 此 併 節

同様、存之外暑サ進候、

廿四日記 朝分ハ曇り、 晴二成、 此節刈敷かり最中二成、 大雨を待、 今日キノイ寅

国郡御請取御渡方、

御役人様未御下り無之、

御延引、

ナリ、

御掟之事、 新二御掛替相成候御制札、 品々数々在、 検断殿方へ一札被相渡置候也、 已前之御法度条々書と者大二違候事、 猶又駅場方

廿八日、 昨夜も相応之雨、 今日四ッ頃より風、 九ッ時分晴れ、 廿九日曇り、

ハ二日之日取、 苗相応生長ス、

大二寒し、此頃者夜々之雨ニ而、

干損田も追々代ろかき、

田植朔日より、

手前

朝

今年ハ蚕の年と人々申候、 何方も当分宜、桑存之外下直、 百目亩文より八拾

文・六拾文位売、

らうそく百文也

濁酒壱盃百廿文ニ上ル

一大ツ拾壱貫文

水油壱盃八百文

とふふ廿八文、小也

干かて小一升弐百四五十文 手拭六百文より七百文迄

米ハ五 升

ノ関様ハ、 御買米為御登御払、 幸ひ高直、 此元六升御買二而、 両ニ

七八升御売、 凡三万両御利潤ニ被相成候よし也、 御仕合宜、

X

初田植、 曆表昨廿九日、 当町弐軒植田植、 同夜相応之雨、 此間度々夜々之雨

ニ而、 干損田仕付、 手前も植初いたし候、

五月朔日朝分曇り、 水沢山ニ成、 色々様々之悦在之候、 桑高直に成、 百目百文より当時三起 位、 御 領

南御郡

*ا*ر 所

/ 々御渡

L

相

成候由申候、

内

御渡し方未夕此辺御渡し不成、

銭相庭之義、追々不足に成、何方共に上ル、 依而当町も同様ニ不致候而ハ、 他

方に相当不成、当所弐貫文之取引に成

田植日用代、壱人分五百文ツ、、

近頃ハ毎夜雨、 日置位、 晴度々之雨ニ而、 水十分、 若め無之候浜方ニ而(若布) か

高直也、

てニ用い ル 高直 也

Ŧī. H 節 句、 晴而日, 和宜、 田植 中 也 最早仕舞ニ成、 又昼より風替、 雨二成、

六日も雨

桑追々高直、 尤蚕沢山置三而、 此節田植桑不出之折也、 金壱歩ニ壱貫五六百

目位、目買ニ而弐貫目ニ当ル、追々如何、

蚕ハ、当節舟子ニ及候、当時宜年也と申候、

当郡北方大原近村ハ、岩城安遠対馬様御領分ニ被仰渡候由、当村并黄海、千厩、

此近辺天領之訳ニ候哉と噂在、 未聢与之御首尾無之由、 物々不推付振 合居、

不宜候、

七日、 此間 ハ毎日之様折々雨、 桑者弥高直、 今朝 ハ弐貫弐百目位直段

五百文、弐歩金者一円通用無之候、 御城下便有、 当時金銀至而不通用、 代相庭之義、弐貫文之割二而不足、追々 壱貫文札弐百五拾文位二成、 弐貫文札ハ

上り可申哉

伊達辺、桑七分通八□ 桑五·六分通焼、 金ヶ瀬より越河辺三・四分通ハ、]焼ニ相成、 蚕者種まよへ致候様ニ申候、 蚕ハ当分宜様不申候由 角田·丸森辺、

+ 日晴、 朝些々 冷気勝、 此弐・三日晴曇り天気不定、存之外暑さ不進、 併蚕

者何方も宜由也、

此間桑追々多く出、 五貫目と成、 ニ奥 北方ハ未夕田植最中成と申、 六貫目壱歩位に成、 下 直 也、 今朝者中ニもあ 当年ハ 諸普請ニ而仕事後レ成と言 蚕併大当り、 Ĺ 弐・三日四 利分二可成容子也 貫目壱歩位より

然

冷気、 位ニ見得候、 十方くれこ入、 今日ハ中 十二日晴、 十五 ラ 日、 日早朝晴而又曇り、 曇り、 当年者物之割合にくらへ下直也、 何分当月者雨多し、 十三日朝 雨気、 今朝桑些 猶又晴、 今朝桑壱俵弐貫文前後下直 朝 一引上り、 不天気ニ而冷気也、 より高直、 此節蚕庭子ニ至り、 叭壱ツ三貫メ位前後、 晴、 也、 曇 ŋ 最中と成、 金壱歩ニ六貫目 十 今日 兀 H 夏至 H ょ n 和

扱ニ 御 御 昨日御代官様并御横目様、大肝入殿、当所御出村、 より近村、 宇御 廻村 調 成 書を 由 御 調之上、 也 以御支配御役方へ 出 北方 此 御 御渡被 村 ハ岩城平ノ安藤対馬様御領地と成由、 地 々 頭 ハ 様 成置 天領と成、 御 居館、 御引 候 由 渡被成员 御役々様方御立合後、 当村并隣村六ヶ村半、 松平大和守 候由、 当方御代官様方ハ、 様御支配 御郡村 其外御 御郡と成 引受被成置 々御引渡方為御調之、 釘子村 鉄 Щ バ 由 半 扱 候 割 讱 銅屋 心上ニ而、 千 御 給 当 厩 御 村 御 所

塩場等も、 先 日 大々御 渡之調ニ 相 成候 由 也、 徳田 村より右続 五・六ヶ村者、

如元之一ノ関様御領地と成、

今十五 御禿ニ被為成候次第、 之御領地、 右之通当御郡も弥御引渡之事ニ相成、 方暮中ニ候得共、 頁 雷 此度被召上、 神様 江気候直 十七日迄日. 誠ニ御痛敷有様、 屋形様御始、 ŋ, 和、 五穀成 併冷気也、 誠以伊達家三百年来之御大家、 就之奉願 無申計、 上皆様、 Ě 下々迄歎ヶ敷事ニ奉存候 何樣被為成候御事歟、 一候事、 統精進致候 百万石 事 既二 也

之都合二被成置候得とも、 御城下大店衆中、 御怡之方と申侯、 屋形様にも、 御慎者御免ニ被成せ、 外色々様々之事、 表店戸を〆、 未夕御向之御役々様方御出張御下り無之候 無異儀分内取引、 大に噂サ在之、 東京柴御屋敷御拝 御領 書難尽、 領二被為成候 内御割合之通、 追々可訳候 由 少ク 御 渡

被為禿、 異国人より願、 当十八日雨天に成、 右金返金請取可申様 京都 桑も格別不下、五貫目壱歩位、千厩之方ハ桑大ニ下直之由 徳川将軍家江御用立金八百万両程御 無御座候間、 将軍家之事ニ御座候間 座候 処 朝 朝 庭 庭 より ょ n

御弁金被下被相済候様被成下度奉願候処+御座候、 徳川家如元之将軍ニ立被下候様御吟味被成下度、 若又右金御返済難為成候 右両条ニ而、 何之義、

早速御答之義奉願上候と申上候由也、

十方暮中ハ、五日日和たへ、夫より不天気続、 今廿三日も曇り、 此間ハ東風強く、 至而寒し、 毎日半日ツ、雨ふり不止 廿二日迄ニ而十方暮ハ極 ŋ

米者此間上リ、四升五合位弐百文 二両、 弐百文位、庭子九日・十日ニ而漸々引シ方ニ相成、 桑も蚕最中に候得共、存之外不高、 蚕不食、桑入用少シ、 直段昨今弥下直、 中叭壱俵弐貫文より三貫位迄、 壱貫四・五百より下リ、 尺々敷無之候、 廿三日也 然ル冷気 壱貫

| 濁酒壱盃百廿文

水油壱盃八百文 蝋燭壱丁百文也

雑穀類同様、下落之物無之上る、

新麦作 鮪漁も相応ニ取れ候得共、 生元ニ而不足ニ候得共、 駄賃其外入料多二而、 度々之雨、 冷気に付、 市々江引着、不安候 実入ハ宜由申候、

H

昨日よりハ冷しく候

以 町 振舞無異儀、 右之通ニ而、 、難義、 方ハ専らかゆを用る、 間に合候家ハ少し、 凶年同様、 手廻リ之者計りに呼集、 粮類不足、 数年引続而米雜穀共二高直二而、 在方ハ存之外銭取在之、 山草春中より集置、 諸品減少ス、 真 専ら用而米之助とす、 買喰之者并凡家、 惣し而吉凶共ニ諸 甚

廿八日日和、六月之節ニ成、五月小也、無晦日 今日薄暑宜、 **乍去昼過七ッ時頃より又冷気、** 廿九

此 H 和二付、 間桑直段も上り、 蚕之勢直リ、桑入用、買う進而、 壱俵三貫已上ニ成而、 進而三貫八百文、 高直に成、又桑出高多、 在方共に弐・三日 仍三貫文

位也、

六月朔 候不宜、 日 東風之気不止、 朝より冷気ニ而曇リ、 冷気勝ニ而、 今日ハ大切之日也、 人皆少ク心支致居候、 然に何分冷気也、 蚕 ハ先立 引上候 存之外気

組抜 統御暇、 百姓二相成候様被仰渡候所、 何卒如元之御奉公人仕度由、 御

右之次第二而 知行無御 座候而も宜訳ニ願出候得共、 御上同 様、 国家之乱時節到来ニ而歟、 未御下知無之、 本家も手前も難渋相 仍而在郷江引込候由 也、

申候、 ニ而、 土用ハ十二日ニ相見得候、夏之むしハ、蚊、 六月五日、此月二相成、 暑薄く、扨々不常、気候不宜候、 毎日曇リ勝、 稲引立兼候模様、 東風不止、 はい 朝暮共二寒く、何分冷気勝 ・がら、 何分不安年二相成候 蝉ミ等一円未タ出不

ニ者軍事不可止也、 銀兵粮等大ニ賄ひ、 鉾先強く、 れ、官軍方敗軍と成、城を取られ候由、依之仙府官軍方へ加勢採を申来候所、 松前ハ、 人数無之故ニ、東京江早打登り候由、松前より来ル者咄ニ、脱走人数、尤大軍、 抜脱走人数大勢ニ而官軍方と合戦之由、 難当り由也、 津軽江押移り、 異国人江合躰致居候由と申候、 同所ニ而合戦之由 五月十二日同所之御城敗破 追々 如何、 然時ハ、 近頃 金

先日、

佐沼拾八軒程焼失、

相成、蚕も上り切

六月八日曇り、 小 雨ふり、 九日昨夜より今日も相応之雨ふる、 連日之不天気、

冷気ニ而快晴成兼、 誠ニ不気候也、 土用者近く、 至而暑薄シ、

同様下直、在々遅キ蚕、 四・五百文より追々大下落、百三拾文位迄、十二日朝迄出テ売れ候、 之候、併まゆ者出来不宜候由也、十一日朝、 桑直段、 未蚕相応に在之、 所々損し、依而備置候桑追々相出、 此間 .中矢張壱俵三貫文位より弐貫四五百文高下在蚕違不足宜 蚕あらく、引揚、 桑買人不足ニ而、 下直ニ成、 矢張右 土用

まゆニ相成候まゆ、 まゆも一体ニ者出来不宜、 尋テ買入、 薄皮也、 金拾切位之由、 直段大壱升ニ而金五切、 弐両位か、 伊達辺不足故之事 六切位に取引、 種

と申候

十二日土用、暁八ッ時八分ニ入、八専之初、今日朝より雨ふり、冷気也、 十日

之初ふしハ天気宜

引立 此朔 兼、 日并土用入日共ニ不天気ニ而、 不宜候、 大麦実入者吉と申候得共、 甚以不宜候、 昨年之様長雨ニ而 連々と引続不天気ニ而、 八) 又痛ミ可申 諸作物

誠以年々不気候二而、取続大難義、

仙府表者、 先達より銭壱貫六百文相庭取引被仰渡、 通用之由、札も前之通四

枚壱歩通用、

米直段五升五合也 濁酒壱盃百廿文上也と申候

此節浜方者、 鰹の大漁、 下直、 併此地江ハ駄賃・諸入料ニ而不安、 六百文位

同ふしも、大ノ品六百文より五百文位、

十七日八専、 H 晴ニ成而風吹、 初より毎日之雨、 仍而暑気ニ不成、冷気也、 十五日暦ハ大暑ニ成、 十五日夜月蝕五ッ時五分余 八専中二而雨勝、 今十七

申歟、 麦打、 気候不宜、不作二可成容子候得共、 十二日土用ニ而、 宜候由也、 其外畑之仕事可致様無之、 難計候、 一体去年より暦表ニ而十二日程後レ、 上川ニ而大麦者壱俵五・六貫文直段と申候、 未夕節之日数在之、 困リ候、 地勢ハ吉、 少頼む所在之と申候、 八専過ニも相成候 稲も存之外吉、去年より引合 去年ハ朔日土用、 不高候、 何 分日和 H 無之故 当年ハ [和続] 可

蚕未夕惣而揚リ不究候由也、 まゆ直段者壱升、代拾貫文より弐拾貫文迄、大違、

大不同也、

有之、 如何、 入料懸候而 種切まゆ、 まゆ売ニ而金百両之利ニ成 大方手取糸に成、 専ら上弐拾貫文迄買入、糸仕出し方ハ素揚ニ而三百両位見詰、土用中ニ而も蚕在之也、去年種ニも夏子多く在之、 四百両売に見候而ハ、 まゆ上作っ 取候分大当り、 利潤ニ不成故、 利に成、 買人も見合之容子、 百升已上取候者 取賃・ 追 々

不用家家多し 暑も相応、 十九日より雨晴、曇リ、廿二日迄三・四日日和ニ而、稲の模様大ニ宜、引立ニ成、 併夏 廿三日雨に成、 の虫不足、 不出もの、 過ル廿日郡中天気祭、 蝉ミの類声不聞、 精進ニ成 蚊者不足ニ而、 かや

佐沼高市も日延ニ而、 芝居も立、 弐貫壱歩、 相応之仕懸、 仙札下落、 十七日より、 半直二成、 宜と申候 大政官之札三十万両程参ル 併不盛、 御 城下 遠方商 由 人不参候、 也、 佐沼ニハ 銭 相

米相六升位、 若柳同様、 是ハ東方江多く脱け、 高市前毎日百駄位 .ツ、出 ル

仍而南方引上、高直、

一廿三日雨天 米者、先日より四升五合四升迄上る、昨夕より

大ツ壱斗弐貫四百文、高直なり、

先日より七百八拾文 油壱盃木百丈 右高直に付、 家々夕飯不日暮、 家過し、早く寝る、

さ、け初物壱升百三拾弐文

姓並、 万石已上者百表御一門 穀物并諸駄送大ニ通用宜 張仙台御領 抜も同様品替り百姓也、 人計り御召仕ひに成、 仙 府 元之御知行地御年貢上納地二成、 御 家中、 0 如シ、 つツ、、 千石以上江ハ、 御引渡無之内、 組抜中 倍臣御家中ハ 御上ニ而未諸事御預リニ而、 前々写、 ハ御奉公願上候得共、 五拾石ツト御家柄ニ而五 御役々も是迄之通也、 御扶持方ハ御家柄ニ而被下候、 御郡支配二者不成、 身通ハ町人並、 不成、 下々別段替る義無之、 羽織袴・ 併諸事御手入無御 同 十五 御先代様御取立 御家老支配二而、 表也 脇差計り、 着座之御方 被 下 候 拾 由 矢 組 百 七

一廿四日安藤対馬守様御家老・御目附へ者廿五俵也、当時至而之小石なり、

·御郡奉行 ・御代官御役々様方、 **千厩**江

御会所ハ御陣屋ニ可成歟、 御下着、 諸方御改、 御受取之御都合と相聞得候、 御役々様方ハ飯ハ御宿 同所ハ安藤様御領所 也 三成

せみ抔ハー 廿七日曇リ、 廿五日昨日より 向不聞、 廿八 雨、 日同 晴、 蚊も不足ニ而、 [曇り、 日和、 何分東風 併冷気、 蚊帳不用家多シ、 不止、 廿六日手前并外麦打多、 甚敷冷気ニ而、 夏の **今**日 むしのミ計 *)* \ 日 和 半 ŋ 晴

麦作取納、不作ニ而七分通り、

保呂羽山祭も至而不盛、 尤物高直ニ而、 茶屋菓子仕込物残り、 早仕舞、 吸物

四拾文位、宜物五拾文、

廿九日虫追休日、早飯後より雨ニ成、

金銀善悪在、

仙府弐歩金不通用二成、

札も下直に成、

大銭計り多シ、

皆小銭

0 如く通用、 小不足、 通用無にも、大何文と唱へ、大に違、 仍而自然高直二成、

連日之雨天、 仍而ハ当年も不作と可成、五・六分之作ニも相成候ハ、、 不気候ニ而、 尤今廿九日節替、七月之節成、 せめて人死も格別 土用中是暑気無之、

之死人も不出様可相成歟、 甚以不安年と相成、 扨々年々之不作、 続兼候

伊達生糸、新十五日より両所之直段下直、 両二四十目位より五十目位迄と申

候、

追々

如何、

女共与同シー晦日晴、曇り、麦打日用五百文以上、高直なり、天気次第麦打、

気仙沼ニ而、 から麦種小壱升五百文也と申候、 甚以余り高直なり、 米ハ弐升

七合半ニ当ルと申候、

着分相渡候由、 大政官より被相出候金札弐万両分、 当方へ右札参り、 見候所、 御鉄方并御塩方江被相渡分、 壱歩札・壱朱札、 仙台札の半分位 気仙沼 へ下

仙府ニ而去年御吹出之金弐歩金等、 夏中に成、一円不通に成、 持居候者、大小

共大ニ痛候

ニ而少サシ、

七月朔 大に困 最初出穂之模様、 諸作大ゐニ能直り、 ŋ Ħ 候、 今朝 此 間 Н 南ノ方中奥辺出穂に成由、 Ŧī. 蝕、 六日夜より七日朝雨ふり、 日夜より大ニ暑く、六日大暑、 雨 暁方より 昼中迄ふ b, 此辺先日中ハ弥不作と騒キ候 五日 はれ 頃より晴曇り、 日 和、 Н 四 和、 H 程続候故、 今に不定、 日和ニ不成 麦打 稲并

から芋壱升弐百五拾文と申候、余り高直、米直段上り、三升壱歩、売人無之候、壱升六百文也

一参政 漆原右源太様 一大監察 小山六月廿四日御着安藤対馬守様藩中写

泰

市原五兵衛 一主計 波多野十兵衛

県宰

県吏 佐川与五右衛門 一小県察 青木武介

外下々拾六人合廿五人 岩井郡三拾ケ村也

筆生

遠藤八

右

衛門

計吏

岩佐祐立

右

東山御領分三万四千三百五拾三石九斗六升八合 東山ニ而

短用事 久永真里 一権判県市 御家老 一種名方松平大和守様御支配、 御役付 左こ

権知県事 権判県事 朝 岡 剛平

渡邉五郎兵衛 児玉嘉助 宮嶋謹 一八郎十 -右衛門

調役

書役兼 長野策平 谷臺助 戸塚起治

捕亡 略ス

御料 地 伊沢・ 岩井郡之内、 九万七千六百壱石三斗六升弐合

相応、 当夏気候、 日替、何分不天気ニ而、 然ニ雨ニ成、 去年同様、 七ツ頃より雨風強く、 去年より十日程後レ、 快晴不成候所に、 嵐ニ成、 七月十三日市、 日和当分同様也、 夜大嵐、 朝曇り、 市ハ早々仕 此間 中 暑サハ -晴曇り **一舞、**

稲 ハ南御郡者出穂盛、 当地近辺ハそろく、出穂、定而痛ニ可相成与咄居候、所々

大破在之候

諸直段、 米ハ弥売人無之、 白米壱升七百文ニ而売、

右 . ハ、 南方笠売七人手前へ泊り、 白米ニ而買入持参ニ付、 如此、

一なす・木瓜、壱ツ大銭ニ而拾弐三文、

はす葉、大セんニ而 詰五・六文より八文位、拾文迄、不足上ル、

八百屋もの右二準し高直、無類之不気候ニ而、出産不足也、

竹子ハ、土用過に出、当月初ハ盛也、盆中用る、

肴ニハ、鰹・鮹・鮪等、此節如春出、油至而軽し、

セん香不足、小壱把小売大セんニ而八文前後、

若松丁ちん、壱ツ大セん七文、小蠟入拾文位、

絵丸丁ちん、壱ツ大セん廿文前後、 皆大セん通用、表ニ成、

ずハ、百廿文、諸品大高直、難書尽候、醤油、壱盃上弐百文、中品百八拾文、小セんニ而、

右之通、凶年より当分難暮ス候、追々如何、

十四日快晴、日和ニ成、此嵐後ハ気候直り可申敷、

七月十五 十八日半曇り、 日上日 同シ、 和 也、 九ツ 暑気也、 時より晴、 十六日曇り、 上々 日和二成、 少冷気、 十九 夜小 日曇り、 雨 十七日半曇り、 雨二成、 盆

中

十五日計り上日和、

其外

ハ毎夜小雨ニ而、

海道庭等不直、

誠以不順気、

不同

御大名様方、

皆公家様成、

加

州様始、

御

統御領地ヲ上ケ、

少身之御知行三而、

成 成天気ニ而不定候、 候、 痛入たる世の在様 八百もの 也、 盆中もさびしく候 木菓成物、 至而不足、 高 直 子供之慰ものニ不

併 稲の事、 地勢能、 南中奥ハ弐・三分通出穂之由、 気候時節未若く、 日和こさい成候ハヽ、 此辺ハ未ニ出穂ニ不成、 四·五分之作二可相 出たる所稀 成と、 也

在 方之衆咄居候、 凶作之心かけなり、 気仙沼抔ハ、 ふきの粮此節より専ら

市中江出売ると、 盆前より申候、 此辺も、 最早山かて取方ニ可相成候

国元ニ而御用次第出 京之御華族と為成、 一勤ス、 上京也、 御大名方ハ直々其臣之由諸首尾成、 小大名、 諸臣家之人々、 皆京 ノ朝臣と成、 元家中を御支 当分

配被成由也

廿日曇り、 H 和 相 成候而も、 昼より 晴、 \mathbb{H} 陰 廿一 ハ寒也、 日・廿二 日 日半晴、 々 雨 気 折 東 々 風 時 不止、 聝 今日小風 三而、 至而冷気、

廿三日智 **弐百十日前**、 朝 至而 冷気ニ而 祭者昨日也、 寒し、 本日数 生糸取 ハ 引 来ル廿五日也 未 ニ無之候、 此辺そろく 稲出穂ニ成由

廿五日弐百拾日定日也、 ノ 関、 岩井川大水ニ而、 今日雷神様精進、 両方町中江水揚り、 日和宜、 山 . ノ 目 ノ方家三軒流失、 先日十三日大嵐ニ而洪水、 たんす

流シ而、金八拾両程安斉屋流失致候由、所々痛、

廿六日日和、 日和ニ成候得 共、 晴曇り、 朝夕ハ秋冷に成、 大肝入殿ハ洪水痛義也、 此節稲出穂最中、 田畑不作容子見分御廻村也、 如何様之作二相成候哉

雨気、東風止不申、弥々不気候、不作ニ成、

不安心、

廿八日晴、

曇り、

毎日時々天気、

風替り不定、

残暑と申暑さ無之、

続而冷気、

廿九日小ニ而晦日ニ成、 米穀弥々引メ上ル、

米、金壱歩ニ三升より弐升五合ニ成

外ニ穀物右ニ順し高直ニ成、

小麦者、専ら凶作之節賄ニ成ニ付、拾弐三貫より日増ニ登る、

しゐな、糯等色々に成、

一肴類も不足、至而高直、一濁酒ハ百廿文 とふふ壱ツ大セん盆前より拾文也、

一八百屋もの不足、高直ニ而不喰候、

なす廿四・五文

より難義之年柄也、 此節専ら山かて取方也、 中々以喰続六ッ敷事也 右之通、 諸品大高直ニ而、 甚困リ、 前々之凶作之年

当夏ハ蚊屋不用家多シ

八月朔日半日和也、 時雨在、 毎日晴曇リ、 六日廿三廻忌法事、 振舞不致、 近手

廻り五・六人、仏参いたし候、

凶作之見詰、併日和続候ハヽ、五分位ニも可相成歟、余リ節後レニ相成、 今日弐百廿日、天気宜、 此間弐・三日日和ニ而、 稲之出穂相応也、 何様東山者 難計候、

未押付見詰不成候

そば、大こん、大豆ハ相応と申候、粟ハ皆無也、

米者何分買人在之候得共、 売人不進、 困候、 直段ハ定リ無之、 都而直段不同、

米壱歩に弐升五合、 白大麦ハ三升位、 五合迄、

南方ハ大ニ引上、

拾六貫より拾七・八貫迄と申候、

当

小麦ハ拾三貫位之所、

年品ハ粉ニ不成候故、古もの引上、如此、

銭相庭、 弐貫文壱歩取引ニ候所、 六日御触ニ而弐貫五百文ニ成、 両に拾貫文通

用被仰触候、当国ニ不限、日本国中同様と申事也、

御城下も銭多ニ而、 当町皆清殿方へ、大町問屋より此間百文銭ニ而大ニ下る、

右之次第二付、生糸も誰とも無之、 思入次第小糸セリ買、 追々如何、

糸取引

散乱、定規無之、不分り、

皆 当時の御代者 江被仰渡御扱と成由、 々朝臣と成、但朝帝より之御触・御下知等者、元来之主人々々より、臣下々々 朝皇様より外、 国々御郡々々も名改の所在之、御役名も御改、 主君と被申御仁無之、大小名、 諸家之臣家も、 御代官

名も替リ、別に成、

銭相庭下直之上、金銭悪く、年柄不熟作、 旁甚難義之時節、 商人も一体に大

困リ、

手拭者八百文と成由、

油壱盃

盆中より八百文

濁酒壱盃弐百文ニ而も、米不足ニ而切る、

喰物売、右高直ニ而も望人多シ、恐入侯、

一七日夜大ニ雨ふり、八日晴ニ成、余り不天気勝

十三日曇リ、毎日半晴、日和、晴天無之、夜ニ雨

十四日上日和二成、今日宗兵衛後妻、米谷町佐藤屋より貰ひ迎取、

稲出穂大ニ立直り候由、 十五日雨ふり、 日かん入日、乍併引続暖気ニ而、稀々晴天半日ツ、在之、 半作ニも可相成と申候、 十六日も昼前きり雨、 仍而追々 晴二成、

夜又雨、十七日朝迄きり雨、

天領七ヶ村肝入・検断・大肝入衆迄、前沢御陣屋・本の御居館宅へ被召呼、 品 々

被仰渡、

持被下、七十才已上金壱歩ツ、被下候由、 右二而百才老人、九十才迄天朝より弐人扶持ツ、被下置、八十才已上壱人扶 難在御事也、

候、 十 千厩表安藤様方御家老か御下リニ而、 应 大肝入永澤氏二而御振舞、 H 御 郡中肝入・ 検断中江、 仙台様方より御役人様中御分れ 大肝入殿へ広さん壱反とか被下、 御領地御請取、 御渡し方相済、 0 御酒被 肝入中江金 下置 仍而

壱両ツヽ、 検断中へ金弐歩ツ、被下置候由

乱世之折、大肝入ニ而御用多ニハ候得共、何角永沢氏大ゐニ運能、仕合之事也、 安藤様より大肝入江、上下壱具被下置候、 御書付拝領と申候、 難有事に候、

代之孫也、 門ニ市を成と申、 東山 |天料七ヶ村余者、 此事也、愚老か実家、 拾四ヶ村之大肝入扱ニ成、 目出度々々々、 肝入・検断引続拾五 御役料ハ先達而

被仰渡金五拾両と四人扶持被下候由 世

 \mathbb{H} かん中日者十八日也、 十六日より毎日、 十九日迄半日ツ、 雨ふり、 半晴、

昨 H ハ終日ふる、

十九日社日 稲ハ存之外立直リ、五分位ニハ可成と申なれ共、 何方も三升壱

步五合位迄売,

米相庭

壱升代壱貫文から、麦六百文・白三升五合、

浜方鯣大漁在、 下直、 拾而百七八拾文、

桃 鰹小大セん百文 ・なし、 常年壱文位之所、五·六文位、至而高直、 から芋小売大壱ツ五文位

諸品高直、 書難尽シ、 無類之世 の中 也

昨十八日天料御支配 可成、 前沢より当町へ御廻村、 松平大和之守様御向役半給事と被仰、 検断弥市方へ御宿、 七ヶ村肝入・検断被召

前々之御代官様

寄合也、 天料二大肝入と申役無之、何レ肝入主立役御吟味中、

然ル所、

又々別段御状到来、

千厩江安藤様御事、

御本国江被相戻候由、

仍而

仙台より御借受籾大麦御払ニ成由相聞得候、 天下不定、 仍而天之気候不定秋ニ成候而も、 誠に以転変多し、 晴日無之、 不同、 外色々噂在之、

登米郡御境江、 印杭相被立候、 従是陸中国

御料地東山藤沢本郷 郷 松平大和守取締 'n

廿 当所御居館も御覧ニ Ë 晴 曇り、 廿 成 日朝 白 露 寒日和ニ成

稲作も追々直り、 関ニ而米壱升八百八拾文、 五分位之作二可相成容子二而、 千厩引着九百拾文、 穀物緩ミ可申、 人気宜、

当町千厩町同直二而壱貫文

大麦ハ、当時壱俵拾三貫文

気仙沼、米六斗ニ而八拾貫より九拾貫迄売、此節拾七貫文下る、六拾貫台ニ成、

一安藤様ハ、京都江献上金、外様并御同家より金六万両献上

千厩表安藤様、

御本国江御引移ニ付而ハ、

跡

ハ当時当所同様、

朝御料に成べ

庄内酒井様より五拾万両

南部様より七拾万両也

右之通御献 会ニ而、 御 本 国江御帰 り被相免、 御引越之由也、 仙 台様二者、 弐

百万両も被指上候ハ、、御免ニ可被為成候由、噂さ計り承る、

江被下候由被仰渡、 嘉永度御出馬御仮屋御殿、 宮三郎頂候訳也、 漸々先達御領地御渡之調節、 大
に
損
し
候
、 急之有物上候分、 願上候上二而、 却而損 地元

二成、

八 朝より白露、 月廿八日、 朝冷気に成っ 此間 一日程 雨 Š りこ而、 廿六日より上り、 日和宜、 今日当吉、

昨

追々作合直 Ħ, 所 々不同、 南も古川辺、 中新田辺、 大崎洪遠第 宜 山 最 初

八百五拾文ニ下る、 大二騒キ、 白米壱升壱貫四百迄上り、 当地も此間少し下る、 四·五日之暖、 当町ハ未玄米一升壱貫文、白壱貫 \mathbb{H} 和直 ŋ 米下落候

弐百文、白大麦ハ五合下り三升壱歩位、買安く成、

大政官ノ札も、 大ツ者雨勝故、 存之外不宜、そばハ宜、 此間所々より通用来ル、 正之弐歩金ハ、 都而作物後レ、 実入不極 徳川将軍家出之金計

セん拾弐文之割通用大セんハ小セん

り好而通

用、

余

ハ

下

直

三而

も嫌

ひ、

不通

用也、

古ノから金銭ハ、

壱文ハ当小

生糸者、 伊達辺下落、 弐百五拾両^六 上印 前後、 右に付当国方、 此辺而者未二一向買人

無之、取引無候、元上りハ三百両位、当時損金物、

九月ニ成、少々心見の取引初る

廿八日、 米直段、 壱升九百文ニ下る、 此間者天気宜、 稲并畑物共ニ直 大麦者三升五合之割に成、 ŋ, 追 々穀物緩ミ、 外未タ高直 人気少々宜

油 壱盃 八百文、 醬油壱盃弐百四十文より安物、 南部品弐百文位

糀壱升八百五拾文に成、

追々米も下る含、

此節糀入方願人多シ、

平治方ニ而

も願出る、

九月朔日、 此間者気候冷気落付、 日和続而、 五日も宜、 千厩高市芝居立候、 世

柄あしく、商人不寄也、

七日、 売ひ無之、 津谷川町ニ而富鬮寄合、 仍而魚類ヲ始、 諸品鬮取二成、 近頃諸物高直ニ而、 諸商人小物迄も富くしと成、専ら流 銭高多成、壱品物買入六ッ敷、

行ス、

料紙壱帖、上百廿文位より、蝋燭も百拾文、百文、

糸わた金壱歩に五拾目、 繰綿壱本二而金三拾七両位、 当年も綿至而不作、 묘

不足、弥々高し、

一由)が々島重二戈、景道ト))参重とな二戈、

はたご代、道中筋壱貫三四百文、但九六セん之わりニ而

平治糀入方願も、本家嘉市名代ニ而御下知来る、油も弥々高直ニ成、壱盃小うり壱貫文位ニ成、

此間者天気、 日和続キ、 望願人多シ、七人程、 穀問屋も多く成、

九月九日静成日和 也

十 一 日より十二日 雨 ふり

此間伊達衆下り、 糸買始り、

十三日上り日和

生糸者三百四・五十両より五・六拾両迄、 小糸計り売、

米者此頃相応出米在而、 心能買、

直段ハ弐升三盃位、 代二而九百五十文より九百文位、 問屋より少し安く、小

手米也、

大ツ壱升五百文、小ツ四百文、

濁酒壱盃上弐百四拾文より、

蚕種、伊達も至而不足ニ而、大ニ高直、 外南御郡者米直段緩ミ下る、 佐沼ニ而五升ニ相成候由、 仍種引衆遅く下り、常年之半高も持参、

置者も少シ、尤種売も数年之得意方へ計り、大方壱枚か弐枚ツ、、金現銀ニ而 大判壱枚金拾両之割ニ而、 半枚物金五両ツ、 申 大高直二而、人々恐入候、

貸付無之、 金無之者者不置候

糸買方者、 他国衆勝手次第二入込、 但仙府領より入候故、 御城下ニ而夫々首

尾を相受候由 大政官之御かん札御書付申受買方也

追々上り清水川江四百五拾両ニ成(ホホネル川)

津谷口上糸三百八拾両売候由、 跡々当地之糸も上四百両四百両ニ可成様子也 位三成

皆大銭者小セん勘定

古大セん壱文、当小セん廿四文之割

鉄ノ新大セん、

如小セんの通用ス

同文セんハ

右之割合通用に成、

農業日手間ちん之割より安し、大工日用、五日壱歩、一日五百文、

釘壱寸五分、

壱本五文也、

四文之所壱文上る、

九月十四日日和、 半晴、 暖気、

都而鉄大セん者、元之小セん同様、 直段大セんニ而五文、拾文、百文、

弐百

文共二、大ニ而互ニ申通用

敷、 在間 金銀色々在善悪、次第在而札も同様、大ニ時之替り在而、損益在、至而通用六ッ 敷世の中也、 商ひ諸通用人々困り、 金紛乱押付無之候、 持合不成、 世の中尤諸品高直成事、 生糸も高直ニ而、 **窓々敷不買、** 前世後世 買人 共二

も多く無之候、

殊二又麦蒔き、 正体あらわれ、 当年諸作、 稲追々直り候由と噂、 至而不宜、存之外見違、 又ハ畑物取仕舞鬧敷、 頃人気能候所、 誠以凶作なり、 米売人も無之、 近頃追々霜ニ当り、 仍而穀物弥引メ不下候、 市中不足二而、 小買之 善悪

者大に迷惑、直段

誠以米ハ不喰時節と成、米弐升五合ハ上ニ而弐・三合、弐升迄、壱歩引上ル、

一大麦も弐升五六合 種麦壱俵廿五・六貫、廿八貫文ニ成

一小ツ壱升四百五拾文

一濁酒壱盃弐百四拾文 酢壱盃小四百文

一古わら壱把小廿文前後大ニ高し、一とふふ小三拾文(大ツ無之、当時切物ニ而不用、

此 節平治方ニ而糀室拵ニ付買入、

廿五日保呂羽山祭、 小休屋休者不足、 酒も不売、 廿日より御遷宮、 菓子も同し、 七日之内至而不盛也、 茶屋稼損二成由 也 参詣之者持弁ニ而、

濁酒造方も被相留候御触相廻り候事

前沢表御陣屋も、

御役人様御替り成而、

役付中罷出、

水沢江御引移りニ成

由

廿七日飯後より 戫 千 厩表安藤様方御役人中も、 今日当町通り 御登 ŋ

玉 御引込之由、 当分当所同様、 未二御上も諸事不定事也、

南方御郡 Ł 村 々穀物村切駄送留二相成候、 他村他郡之買入不相成候、

帰る、 佐 沼 町三升壱歩直段計りニ而、 弐升五合迄売る、 出米無之、大ニ引〆、買入ニ遺候得共 買兼

菓もの無之年也、

子供は迷惑ス、

長人同様

金銀銭不同、 不宜、 通 用ニ 困 る

当町 廿八日米弐升壱歩

糯 米新同弐升壱歩、 至而性勢よわ

町 方かり 揚糯壱升弐升 ッ 調

米不入、 雑穀 草糯計り多し、 誠之凶作也、 併在方ハ雑穀、 根花粉用

町

方より不騒、 静ニ而宜、 専ら根花ほり方、 此間者天気続而宜、 専ら麦蒔方也、

十月朔日、至而此間中、今日も暖気也

大こんの作も、 虫喰多、不宜年なり、多くは盗れ、大二困り、稲、大こん共二、

寄合ニ而番人を付而守る、稲取納る家多シ、

文位之売、それ 徳治、佐沼ニ而最上清酒八樽買入、持参ス、壱盃五百文渡、 (買人在、 併高直物故、 気仙沼へ持参ス、誠以恐入世の中な 小売屋ニ而六百

り、米不喰中ニ、六百文之酒買入、呑者在、

見候所、追々悪く顕れ、三分通ニも不成容子ニ而、米穀物弥々引〆、 当年之作者、以天保七申凶作より不宜と申、 追々騒キ、秋八月中ハ四分位に 十月六

日平治方室打方出来ス、七日日和宜、霜、

大こん積方ニ成、一体不作、麦蒔方も後レ、村方此節迄蒔付る、

一米市中不足、弐升壱歩、壱升ニ付壱貫弐百五十文、

一弥々不足二而、壱升三盃迄

とふふ壱丁五拾六文に成、大に而十四文也、

塩壱俵九貫文と申候、 此節引上候

先日気仙沼ニ而七貫文七五位、買入之品追々引上る容子也、

当町へ引合に成

米、若柳二而四斗入壱俵八拾壱貫文、金二而弐升五合位

見詰之由 当御年貢方 何程之御割合上納二可相成哉、 未二不分り、 徳田村ハ三分位御

道中はたご代三朱位、

昼通三貫文より余、

十月八日日和

具勿論、 御城下ハ至而不景気也、 結構成御小袖之着類多く出候得共、 御大家御屋敷方并外屋敷々々より、 買尽し難く、 誰買人無之、 此節出候品、 下直 家

と申せとも、 可買様無之由なり、

方共飯料米至而けんし多く不用、 東京表も同様、 けんふ類大下落、 前々無之凶年と成、 誠以前々之凶年より、 米不入、 御上下共二難義、 糯専ら用る、

何

御 城下ハ壱歩ニ三升位ハ御払なり、 御郡 々々御指留無之候得共、 村切留る、

十月十五日日和、昨日雨、

一米、此間所々出米在之、直段少々下る、

古不足二而弐升壱歩、新弐升五合、

大ツ壱俵廿八貫文位、小麦廿六貫文位、

蕎麦廿四五貫文高直也、小ツ三拾貫、

大こん壱駄弐貫七八百より三貫文、壱本中廿文位

真糯○元来五文位之品、当時壱つ百文位

此節ハ糠不売也と申候、

ニ賄ひす、 飯江入る米ハ、常かて飯江入る、栗を如入也、何方も同様、 野山之草も、喰物に成分ハ一円無之、 皆々摘取、 此程大こん葉糯 米ハ何分不用様

当分ハ飢死人する者未不聞、 流行ス、是ハ余の草より宜、 不作続ニ而馴候か、 奥方者天保七申凶作より不宜、 誠諸品大高直 御上之事、

奥方ハ水沢御館御陣屋と成、

ノ関様も御替地と成、

千厩扱七ケ

十八日戎子講、 市米弐升五合、

大ツ三拾貫に上る、 蕎麦廿八貫より三拾貫文、 此品も大不作、 常の三ヶ壱と

在方専ら米の替り二用、

売人至而不足ニ而高直

肴物高直、 些大成鮹足壱本、大セん百拾文位、

申候、そば者沢山取候得共、

どんこ壱連大セん三百文位

南物海老壱升大六拾文、高直、

塩壱俵拾壱貫文、大こん少下る、 壱駄弐貫五百文位、

村共御領と成、 栗原金成町へ御陣屋立、 是ハ中頃のよふ也

仙府 屋形様御事も、 の御城者、 奥方惣元メと聞へ、水沢より千厩へ御役人御出張相成候由也、 御知行地三万石位之由、 御役料金壱万両京より被下置候 由

外御一門様中并御大家方御扶持方二而、 御用次第御役料金二而被下置候由

、関様ニハ、 松前御番被仰付候 由

廿八日市、 米相 応 こ相出 ル 尚又少々、 新下る、

弐升三盃新米也、 小手米壱貫文八百文二成

若柳ニ而五升壱歩ニ下る由也 四斗五合

此節塩少々下る、 九貫文位二成、 漬物此間休ミ、

十一月朔日日和、さら~~小雪ふり、

三日市、米新三升ニ下る、

小売余慶売不申候、糀屋抔買入、

とふふ小セん五拾文位、大拾三文、 そば望人多、売人無之候、

せうゆ売人無之、三品共ニ高直ニ而、 醤油造り方仕込難成

仙府表諸荷物仕入物、百分壱銀之割

大政官より被仰出、 是迄弐歩位二而相済候所、 品物次第二而明白ニ上・中・下直段を以、 仲役可相 納

是より三両も四両も相納候様

但前々者、木綿ニ而も安物又ハ白抔ニ致、銀高少く書出、御仲役上納致候所、

由被仰付候に付、

こ成、大二迷惑ニ相成候由也

仙府表御屋敷方大崩れニ成、 大屋敷・小屋敷最寄々々ニ而御払ニ成下候方諸

材木丁辺、 方也、諸家材道具壳払ニ成、町家別而市日之事ニ成、北之方二日町 両所へ市日被相立、 諸品出見世張出、 諸商人大ニ入込、 南 取引高 ハ穀 町

さまく、なり、諸道具・絹布類下直

当年稲并諸物大不作、 藤沢村より正米上納分拾四石程、 大豆ハ金納之由、 未

直段不分り、格別御恵ニ成由、尤本凶作也、

一大ツ廿七貫文・小ツ壱升七百文・糀八百五十文

小ツ壱升七百文

濁酒壱盃弐百四拾文

油大ニ高シ、壱盃壱貫百文位、

気仙沼ニ而大ツ三十貫文

道中はだこ代壱貫六百文、上壱貫五百文

此節盗人、又強盗、又ハごまのはへ、宿々共多、 金子并諸色盗まれ、 推取れ、

所々諸人難義、道中尤安々往来難成候、

十 一 月廿日冬至二成、前々より相応之寒気、雪薄く候得共、度々夜々小雪ふり、

此入日少々緩ミ、小雨より雪、廿三日日和也、

仙府も国中未夕不定、 大町衆上方仕入見合居、 当冬成諸品不足、 奥方商人中

木綿・古手大概不足也、

一生糸ハ高直、四百両前後、少々ツ、売、乍併残り在不売候、

当年ハ小雪度々在而、 十 一 諸作豊熟可相成と人々相唱候、少々人気宜候、廿八日大ニ寒気強し、 月廿六日夜相応之大雪、廿七日ニもふり、暮方ニはれ、去年冬至中雪無之、 廿六・七日ハ六寸已上、雪寒気も強く相成候間 明年ハ

諸品高 直 二 可 '申様無之直段、 仍而御上諸上納物、 御年貢共御恵在、 色々御仕

法替り在、

気仙沼塩、 行望次第願可申出被仰渡、 金次第入金分買入二宜、 塩場之方、

御

上御前無之、皆手前仕込と成、

諸品諸問屋向、右之姿二可相成候事、近辺二金持無之、未事不調、

一十二月朔日、其後雪無之、晴候へ共、緩ミ消流れ不申、寒し、

地県事、 千厩御出張御会所、 当時三拾人已上、余郡二者大肝入無之候得共、

被立置候間、 諸事永沢方大二御用多取込候由也、 未二御旧領方御取都も不済 東山百姓前都而御取扱振御不勝手二付、

直々永沢茂兵衛へ大肝入役被仰付、

事哉、

十二月十五日晴、天気宜、此間夜々薄雪ふり、大雪無之候得共、寒気者相応之 大緩ミ無之候、 相当可成候、大寒廿日、 越年寒也、 此間続而寒気相応也、当年者寒中ニて雨無之、

一諸相庭之事、都而高直、

木綿・古手、 下リ物者去々年より乱世成ニ而、 仙府問屋中仕入不足二而、 卸方

荷切故、在方品不足、弥々高直也、

糸綿、金壱歩ニ四十五目、

但銭不足ニ而、専ら銭を好、右ニ而五十目売、

新金多尤金性不宜物多シ

上八弐貫五百文、弐貫文、壱貫文、六百文迄在之、

金通用至而嫌ひ多ニ而、不通用故也、

米者、

廿日頃迄三升より壱盃迄之所引上リ、

廿八日市、弐升五合ニ成、大ニ上リ、

一大ツ 三拾貫文、不動すわり、

一小ツ 壱升八百文

油 壱盃壱貫弐百余

実からし 壱俵六拾貫文

濁酒ハ大せん六拾文

蝋燭 五目かけ大四拾文

ちり紙同中ノ下大廿文上料紙 壱帖大三拾五文

百廿文位より八拾文 皮緒下並緒通大セん五拾文より

魚塩鰹 壱本大セん

鱈壱本 大六百文より八百文

大セん 壱貫文位迄大高直

鮑 中壱ツ 大ニ而廿文位

右之通、都而高直、無申計候、

お上納方、米正米上納

直ニ而御勘定、

右ニ而

藤沢村より金高五百両余と申候

一詰市々不盛、喰物計リ相応ニ売れ候由也、

新暦者、 市 々、 町何方も不盛、 仙府も相出候得共、 天保申凶年同様、 他国物多く来る、 甚敷難義ニ相聞得候、 売候、大セん六拾文位、 米者何分ニも

用ひ不足、 余品拵方、 古より利口弘者に成、 能く用候、 併来春 ハ続兼候者多

く可在之由也、

72

一廿八日夜、薄衣村柳木俊治殿焼失致候、 近年大二福敷、金穀相応二候所、此度丸焼と申程焼痛候由也、